

Topics | トピックス

- ◆ 11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」
- ◆ 所得税法等に特定親族特別控除が創設されたことに伴い、国民年金法施行令等の一部を改正する政令が公布される
- ◆ 91.5%の企業が1人平均賃金を引き上げ～2025年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況～
- ◆ 賞与支払届の手続きに電子申請の利用を勧奨～「日本年金機構からのお知らせ」10月号～
- ◆ 2025年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で84.5%

◆11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、制度の普及・啓発活動に取り組んでいる。また、2014年から11月30日は「年金の日」と制定している。国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用して自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしてもらうことを目的としている。

「ねんきん月間」の期間中は、全国各地の市・区役所または町村役場、大学、商業施設などで、年金事務所職員などによる出張年金相談や年金セミナーなどが行われる。日本年金機構では2025年度の取り組みとして、公式Xによる「知っておきたい年金のはなし」の発信、「わたしと年金」エッセイの過去授賞作品や動画の案内、公的年金制度の説明動画の案内、周知広報活動を行うことにしている（表1）。

11月はねんきん月間

日本年金機構は厚生労働省と協力して、
公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。
この機会に公的年金について考えてみませんか？

11月30日は
年金の日

日本年金機構の取り組み内容

セミナー・年金制度説明会・出張年金相談会を開催！

日本年金機構公式X(旧Twitter)・公式Facebookで年金制度について発信！

年金セミナー動画や「わたしと年金」エッセイ優秀作品等を掲載した「ねんきん月間」特集ページを機構ホームページに開設！

その他、多数の企画を実施します。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構 検索
https://www.nenkin.go.jp/

<表1> 「ねんきん月間」における民間団体と協働した取り組み

団体名	内 容
●全国社会保険労務士会連合会	都道府県社会保険労務士会にポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●企業年金連合会	会員である全国の企業年金に「年金の日」・「ねんきんネット」のポスター・リーフレットを配付。 月刊誌「企業年金」で「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●国民年金基金連合会	全国の国民年金基金にポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●全国銀行協会 ●全国地方銀行協会 ●信託協会 ●第二地方銀行協会	全国10銀行で、ポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●全国信用金庫協会	一部の信用均衡で、ポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●全国信用組合中央協会	一部の信用組合で、ポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●JA全中	ポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●全国労働金庫協会	全国のろうきん（労働金庫）の各店舗などで、ポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●生命保険協会	一部の生命保険会社で、ポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●日本損害保険協会	ポスターによる「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●日本FP協会	ポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●JAバンク ●JFマリンバンク	全国のJAバンク・JFマリンバンクで、ポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●JA共済	ポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●全国年金受給者団体連合会	全国の年金受給者団体でポスター等による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知を実施。
●年金シニアプラン総合研究機構	「年金の日」にちなんだフォーラムとして、11月29日（土）に対面集合式を含むハイブリッド形式による「ユース年金学会」を日本年金学会及び年金シニアプラン総合研究機構において共催。 詳しくは、年金シニアプラン総合研究機構のホームページ（ https://www.nensoken.or.jp/ ）で。

◆所得税法等に特定親族特別控除が創設されたことに伴い、 国民年金法施行令等の一部を改正する政令が公布される

所得税法等において特定親族特別控除が創設されたことに伴い、10月17日、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号。以下、改正政令）が公布された。

【改正の趣旨】

所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）において、特定親族特別控除が創設された。20歳前の傷病による障害基礎年金（以下、20歳前障害基礎年金）等の支給停止や保険料免除を行う際の受給権者や被保険者等の所得について、各種控除額に相当する額を控除して計算していることから、年金制度等においても、所得税法等の改正に準じた見直しを行う。

特定親族特別控除

19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減することとするもの。

【改正政令の内容】

下記の制度では、20歳前障害基礎年金等の支給停止や保険料免除の要件として前年の所得を用いている。この計算に、受給権者や被保険者等の所得の算定の際の各種控除額として特定親族特別控除額を追加する。

1. 20歳前障害基礎年金の支給停止（国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）の一部改正）
2. 国民年金保険料の免除等制度（国民年金法施行令の一部改正）
3. 児童扶養手当の支給の制限及び金額の返還（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正）
4. 特別児童扶養手当等の支給の制限及び金額の返還（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の一部改正）
5. 特別障害給付金の支給の制限（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成17年政令第56号）の一部改正）
6. 障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の支給（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号）の一部改正）
7. 老齢福祉年金の支給停止（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）の一部改正）

【施行期日】

2026年4月1日。

ただし、上記の1、5、6は、2026年10月以後の月分の20歳前障害基礎年金、特別障害給付金、障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金について適用される。また、2は、2026年度における全額免除を受けた月の翌月以降の月分の国民年金保険料について適用される。3は、2026年11月以降の月分の児童扶養手当について適用される。4及び7は、2026年8月以降の月分の特別児童扶養手当等及び老齢福祉年金について適用される。

◆91.5%の企業が1人平均賃金を引き上げ～「2025年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」～

厚生労働省は10月14日、「2025年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」を公表した。調査によると、2025年中における賃金の改定の実施状況（予定を含む）をみると、1人平均賃金を「引き上げた・引き上げる」企業の割合は91.5%（前年91.2%）、「引き下げた・引き下げる」は1.1%、「変わらなかった・変わらない」は1.0%、「賃金の改定を実施しない」は2.4%（同2.3%）となった。

「賃金の改定を実施した」「予定していて額も決定している」「改定を実施しない」企業について、賃金の改定状況（予定を含む）をみると、1人平均賃金の改定額は13,601円（前年11,961円）、改定率は4.4%（同4.1%）となった（表2）。

<表2> 賃金改定区分・企業規模別にみる1人平均賃金の改定額・改定率（2025年）

企業規模	改定額（円）	改定率
計	13,601	4.4
うち引き上げた企業※	13,914	4.5
うち引き下げた企業※	△8,909	△3.5
100～299人	10,264	3.6
300～999人	12,308	4.0
1,000人～4,999人	15,859	5.0
5,000人以上	16,784	5.1

※引き上げまたは引き下げを予定しており額が決定している企業の数値。

◆賞与支払届の手続きに電子申請の利用を勧奨～「日本年金機構からのお知らせ」10月号～

日本年金機構は10月21日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」10月号において、「賞与支払届の手続きは、『電子申請』をご利用ください!」と呼びかけた。昨年度の賞与支払届は、78%が電子申請で提出された。日本年金機構は、一層の利用を進めたい考えだ。

電子申請のメリット

1. 24時間365日、いつでもどこでも申請可能
2. 通知書が早く届く
3. 郵送費・交通費のコスト削減

また、10月号では「従業員の方へ『ねんきんネット』の周知をお願いします」として、上記電子申請とあわせて、業務効率化と国民の利便性向上のためデジタル化の促進を提唱している。

なお、10月号には、上記以外に「19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わりました」「2025年度『ねんきん月間』『年金の日』の取り組み」「年金だより（年金委員設置のご案内）」が掲載された。

◆2025年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で84.5%

厚生労働省は10月31日、2025年8月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2022年8月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4ポイント増の84.5%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は773万月で、納付月数は653万月。

【2023年8月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.2ポイント増の85.2%であった。納付対象月数は761万月で、納付月数は649万月。

【2024年8月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.0%であった。納付対象月数は758万月で、納付月数は629万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.5%、2年経過納付率で新潟県の92.3%、1年経過納付率で新潟県の90.8%となった。